

# 第 3 回 座間味村議会定例会

第 2 日 目

9 月 15 日

## 令和4年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 9 月 1 4 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 議	令和4年9月15日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	令和4年9月15日 午前11時20分 議長宣言		
出 席 議 員  ( 応 招 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
	6 番	宮 平 清 志		
欠 席 議 員  ( 不 応 招 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	2 番	宮 平 喜 文	3 番	垣 花 太 郎
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	船 舶 ・ 観 光 課 長	中 村 悟
	副 村 長	宮 平 真 由 美	教 育 課 長	松 田 力
	教 育 長	垣 花 健	会 計 課 長	宇 地 原 由 人
	総 務 課 長	宮 平 壮 一 郎	総 務 課 参 事	糸 嶺 直 生
	住 民 課 長	石 川 聖 子		
	産 業 振 興 課 長	宮 平 明		

## 令和4年第3回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（令和4年9月15日午前10時00分開議）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		提出議案の説明（議案第36号～議案第48号まで）
3	議案第36号	専決処分の承認について（令和4年度座間味村一般会計補正予算（第3号））
4	議案第37号	専決処分の承認について（令和4年度 座間味村消防ポンプ自動車物品購入契約）
5	議案第38号	令和4年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について
6	議案第39号	令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
7	議案第40号	令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
8	議案第41号	令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について
9	議案第42号	令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
10	議案第43号	令和4年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
11	議案第44号	令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
12	議案第45号	令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
13	議案第46号	座間味村作業用車輛等の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
14	議案第47号	座間味村過疎地域持続的発展計画の変更について
15	議案第48号	令和4年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について
16		報告（報告第3号～議案第6号まで）
	報告第3号	令和3年度健全化判断比率の報告について
	報告第4号	令和3年度資金不足比率の報告について
	報告第5号	令和3年度決算に基づく「引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費」についての報告
	報告第6号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について
17	発議第3号	中華人民共和国による台湾周辺海域での軍事演習の実施及び我が国排他的経済水域（EEZ）へ向けた弾道ミサイルの発射に対する抗議決議

○ 議長（中村秀克）

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 宮平喜文議員及び3番 垣花太郎議員を指名します。

日程第2．議案第36号 専決処分の承認について（令和4年度座間味村一般会計補正予算（第3号））から、議案第48号 令和4年度座間味村一般会計補正予算（第5号）についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。今日も一日よろしくお願いいたします。議案第36号から48号まで説明をさせていただきますが、その詳細につきましてははせんだって行われた協議会、そして昨日の一般質問等で説明をさせていただいておりますので、詳細の説明を省いて提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議案第36号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第18号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年度座間味村一般会計補正予算第3号（別紙）

【専決処分理由】

住民訴訟に伴う弁護士費用及び大雨に伴う災害箇所の復旧作業を早急に行うこと等、予算の補正が必要となったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和4年7月12日

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村一般会計補正予算（第3号）

令和4年度座間味村一般会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,114千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,997,815千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年7月12日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		202,032	122	202,154
	2 国庫補助金	170,203	122	170,325
17 繰入金		55,801	16,992	72,793
	2 基金繰入金	55,801	16,992	72,793
歳入合計		1,980,701	17,114	1,997,815

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		346,324	6,637	352,961
	1 総務管理費	292,681	6,637	299,318
6 農林水産費		52,346	322	52,668
	2 林業費	16,878	200	17,078
	3 水産業費	14,226	122	14,348
7 商工費		135,282	171	135,453
	1 商工費	135,282	171	135,453
8 土木費		118,837	1,004	119,841
	6 住宅費	9,848	1,004	10,852
10 教育費		417,203	1,808	419,011
	2 小学校費	267,195	1,613	268,808
	6 保健体育費	29,323	195	29,518

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		3,410	7,172	10,582
	1 農林水産施設災害復旧費	3,410	7,172	10,582
歳出合計		1,980,701	17,114	1,997,815

議案第37号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年9月14日提出  
座間味村長 宮里 哲

座間味村告示第19号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年度 座間味村消防ポンプ自動車物品購入契約（別紙）

【専決処分理由】

令和4年度座間味村消防ポンプ自動車物品購入契約の締結について、消防車は受注生産となることから、適正な納期確保のためには早急に契約を締結する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年7月12日  
座間味村長 宮里 哲

議案第38号

令和4年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村一般会計補正予算（第4号）

令和4年度座間味村一般会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158,257千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,156,072千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月14日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		84,509	4,626	89,135
	1 村 民 税	30,746	4,626	35,372
6 地方消費税交付金		22,409	△3,627	18,782
	1 地方消費税交付金	22,409	△3,627	18,782
7 法人事業税交付金		1,343	△180	1,163
	1 法人事業税交付金	1,343	△180	1,163
8 自動車取得税交付金		0	430	430
	2 環境性能割交付金	0	430	430
9 地方特例交付金		443	△415	28
	1 地方特例交付金	443	△415	28
10 地方交付金		911,218	22,572	933,790
	1 地方交付税	911,218	22,572	933,790
12 使用料及び手数料		77,699	800	78,499
	1 使 用 料	72,045	800	72,845
13 国庫支出金		202,154	12,366	214,520
	1 国庫負担金	30,431	405	30,836
	2 国庫補助金	170,325	11,961	182,286

款	項	補正前の額	補正額	計
14 県 支 出 金		265,094	3,141	268,235
	1 県 負 担 金	15,274	202	15,476
	2 県 補 助 金	219,068	2,939	222,007
18 繰 越 金		30,000	122,110	152,110
	1 繰 越 金	30,000	122,110	152,110
20 村 債		308,565	△3,566	304,999
	1 村 債	308,565	△3,566	304,999
歳 入 合 計		1,997,815	158,257	2,156,072

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		33,211	△400	32,811
	1 議 会 費	33,211	△400	32,811
2 総 務 費		352,961	82,865	435,826
	1 総 務 管 理 費	299,318	82,146	381,464
	2 徴 税 費	23,567	14	23,581
	3 戸籍住民基本台帳費	23,625	705	24,330
3 民 生 費		149,160	11,159	160,319
	1 社 会 福 祉 費	109,706	10,575	120,281
	2 児 童 福 祉 費	39,425	584	40,009
4 衛 生 費		441,578	5,694	447,272
	1 保 健 衛 生 費	100,522	5,084	105,606
	2 清 掃 費	341,056	610	341,666
6 農 林 水 産 費		52,668	3,760	56,428
	1 農 業 費	21,242	2,997	24,239
	2 林 業 費	17,078	763	17,841
7 商 工 費		135,453	10,804	146,257
	1 商 工 費	135,453	10,804	146,257
8 土 木 費		119,841	△2,253	117,588
	1 土 木 管 理 費	24,437	△5,104	19,333
	2 道 路 橋 り よ う 費	11,140	2,499	13,639
	4 港 湾 費	14,260	352	14,612
9 消 防 費		63,600	2,042	65,642
	1 消 防 費	63,600	2,042	65,642

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		419,011	23,136	442,147
	1 教育総務費	72,206	△227	71,979
	2 小学校費	268,808	15,787	284,595
	3 中学校費	11,026	47	11,073
	4 幼稚園費	33,981	3,855	37,836
	6 保健体育費	29,518	3,674	33,192
13 諸支出金		85,426	21,450	106,876
	2 公営企業費	85,426	21,450	106,876
歳出合計		1,997,815	158,257	2,156,072

議案第39号

令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮里 哲

令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,422千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239,347千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		1	36,422	36,423
	1 繰越金	1	36,422	36,423
歳入合計		202,925	36,422	239,347

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付金		137,120	30,198	167,318
	1 療養諸費	112,224	20,200	132,424
	2 高額療養費	24,045	9,157	33,202
	3 出産育児諸費	841	841	1,682
6 保健事業費		2,072	191	2,263
	1 特定健康診査等事業費	1,888	191	2,079
10 予備費		0	6,033	6,033
	1 予備費	0	6,033	6,033
歳出合計		202,925	36,422	239,347

議案第40号

令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年9月14提出

座間味村長 宮里 哲

令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,674千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,055千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	2,674	2,675
	1 繰越金	1	2,674	2,675
歳入合計		6,381	2,674	9,055

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6,325	2,433	8,758
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,325	2,433	8,758
3 諸支出金		6	241	247
	1 償還金及び還付金	6	241	247
歳出合計		6,381	2,674	9,055

議案第41号

令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,468千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ848,183千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		813,714	△4,910	808,804
	1 運航収入	735,508	△26,360	709,148
	3 営業外収益	74,364	21,450	95,814
2 繰越金		1	33,178	33,179
	1 繰越金	1	33,178	33,179
6 村債		0	6,200	6,200
	1 村債	0	6,200	6,200
歳入合計		813,715	34,468	848,183

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		473,031	22,041	495,072
	1 旅客日	2,946	9,264	12,210
	9 船費	268,937	12,777	281,714
2 営業費用		260,545	12,427	272,972
	3 船舶備船料	150,556	905	151,461
	5 店費	100,999	11,522	112,521
歳出合計		813,715	34,468	848,183

第2表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営企業会計適用債	6,200	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。  (借入時期) 令和4年度。 (ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)	年6%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	6,200			

議案第42号

令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,859千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161,623千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		57,897	5,058	62,955
	1 繰入金	57,897	5,058	62,955
7 繰越金		1	5,401	5,402
	1 繰越金	1	5,401	5,402
8 村債		33,200	4,400	37,600
	1 村債	33,200	4,400	37,600
歳入合計		146,764	14,859	161,623

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		106,801	14,859	121,660
	1 営業費	106,801	14,859	121,660
歳出合計		146,764	14,859	161,623

第2表 地方債補正

単位：千円

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公営企業債(簡水)	6,700	4,400	11,100	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。  (借入時期) 令和4年度。 (ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる)	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	6,700	4,400	11,100			

議案第43号

令和4年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,390千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,285千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	1,390	1,391
	1 繰越金	1	1,390	1,391
歳入合計		89,895	1,390	91,285

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		65,081	1,390	66,471
	1 下水道事業費	65,081	1,390	66,471
歳出合計		89,895	1,390	91,285

議案第44号

令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,117千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		1	235	236
	1 繰越金	1	235	236
歳入合計		43,882	235	44,117

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		39,650	235	39,885
	1 漁業集落排水事業費	39,650	235	39,885
歳出合計		43,882	235	44,117

議案第45号

令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,366千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		1	69	70
	1 繰越金	1	69	70
歳入合計		9,297	69	9,366

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		8,594	69	8,663
	1 農業集落排水事業費	8,594	69	8,663
歳出合計		9,297	69	9,366

## 議案第46号

### 座間味村作業用車輛等の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村作業用車輛等の使用及び管理に関する条例に関する条例（令和3年条例第12号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮里 哲

#### 提案理由

村民及び事業者等の利便性の向上に資することを目的に、本村所有の作業用車輛（トラクター）を貸出し出来るようにするため、本条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

#### 条例第10号

### 座間味村作業用車輛等の使用及び管理に関する条例

座間味村作業用車輛等の使用及び管理に関する条例（令和3年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号「2 tトラック」の次に「3 tトラクター」を加える。

別表に次のように加える。

#### 別表

設置車輛	使用料（1時間単位）
① 2 tユニック車	事業者等 1,370円
	村民 680円
② 2 tトラック	事業者等 1,370円
	村民 680円
③ <u>トラクター</u>	事業者等 1,000円
	村民 500円

様式第1号（条例第4条関係）「座間味村作業用車輛等使用申請書」の「②使用車種」に「（3）トラクター」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

## 議案第47号

### 座間味村過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき、座間味村過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮里 哲

#### 提案理由

座間味村過疎地域持続的発展計画に新たな事業（公営企業法適用推進事業）を追加するため、同計画を変更するもの。

これが、本議案を提出する理由である。

## 議案第48号

### 令和4年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮里 哲

### 令和4年度座間味村一般会計補正予算（第5号）

令和4年度座間味村一般会計の補正予算（第5号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,156,972千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月14日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 使用料及び手数料		78,499	△1,929	76,570
	1 使用料	72,845	△1,929	70,916
13 国庫支出金		214,520	2,829	217,349
	2 国庫補助金	182,286	2,829	185,115
歳入合計		2,156,072	900	2,156,972

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		442,147	900	443,047
	1 教育総務費	71,979	900	72,879
	6 保健体育費	33,192	0	33,192
歳出合計		2,156,072	900	2,156,972

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第3．議案第36号 専決処分の承認について（令和4年度座間味村一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

おはようございます。よろしくお願いいたします。7ページ、宿舍賃借料、普通は入ってくるんだけど、これは歳出として40万円計上してありますけれども、この説明、どういうあれかお願いできますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質疑にお答えいたします。実はコロナの陽性の方が非常に増えたときに、隔離する場所として宿舍と書いてあるんですけれども、コロナの隔離の場所としての賃料でございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

じゃあ、そこを要するに隔離しやすいようにきれいに整備をするという捉え方でよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまのお考えとは違ひまして、あるお家を借りるという形でこの予算を組ませていただきました。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

下のページ、8ページ、学校管理費の座間味校ガジュマルすす病対策委託事業が108万9,000円組んでありますけれども、これはどういう作業、どういうすす病対策、どういった事業というか、どういった処理をするのか。ちょっとこれを教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

専決処分でもう事業は終了しましたが、まずは薬剤散布、または枝木についている不純物等の撤去となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。進行してよろしいでしょうか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 専決処分の承認について（令和4年度座間味村一般会計補正予算（第3号））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第36号 専決処分の承認について（令和4年度座間味村一般会計補正予算（第3号））は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第37号 専決処分の承認について（令和4年度 座間味村消防ポンプ自動車物品購入契約）を議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

全協でもお聞きしましたが、3,600万円、非常に高価な車両です。今社会情勢がこういった半導体、いろんな部品等の調達が非常に苦しいような状況で、果たしてこのとおり納期ができるのか。あるいはまたこの契約と違って納期が延びて、その契約料金が若干変動もあり得ないのかどうか。その辺のことを、納期も含め、それから契約の変動等もあり得るのかどうか。その辺を含めてちょっとお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務課長。

○ 総務課長（宮平壮一郎）

おはようございます。本日もよろしく申し上げます。ただいまの宮平議員からの御質疑ですが、納期に關しましては、今回7月に契約いたしまして、8か月、一応適正工期を取らせていただきました。契約者のほうにも、前回全協で確認があったときに、また業者のほうにも確認をさせていただきましたが、今のところは特段問題ないということで聞いております。それにかかる納金の高騰ですね、これについても今のところ申出がありませんので、今のところはこの価格で対応させて、作業を進めさせていただきます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。新しい車が来るのを心待ちにしております。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 専決処分の承認について（令和4年度 座間味村消防ポンプ自動車物品購入契約）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第37号 専決処分の承認について（令和4年度 座間味村消防ポンプ自動車物品購入契約）は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第38号 令和4年度座間味村一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

おはようございます。今日も一日お願いします。

15ページ、土木費の道路維持費、区分の10、需用費の修繕費の説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

本日もよろしく申し上げます。この需用費に計上してあります修繕費、お手元にお配りした1枚の災害復旧等道路修繕箇所というところの下の写真2番目、座間味阿佐線防護柵設置工事、これは登り口、位置図で見れば分かると思いますが、転落防止柵の縦格子が腐食していて危険な状態になっております。現在トラロープで注意喚起をしておりますが、早急な改善が必要だと考えて今回補正に提出しております。

もう1点、その右側にありますカーブミラー設置工事、その部分については阿佐の総会でも出たのですが、カーブの見通しが悪いということで、早急に設置してほしいという要望がありました。現場確認をしたところ、当然見通しが悪いし、スピードも出しているということで、早急にそこも設置が必要だということを考えまして補正に提出しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。これは一緒にまとめて全部説明してもらったほうがいいですか。別予算ですか。この辺りは。分かりました。ありがとうございます。以上です。

次の16ページの教育費の区分の12、委託料の座間味校のガジュマル回復委託業務ですけれども、先ほどの議案第36号、喜文議員の質疑で座間味校のガジュマルすす病対策、これとの予算の使い方の違いと、あとそのガジュマルが今どのような状態になっているのか伺います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

まず先ほど専決処分で行いましたすす病対策につきましては、今年度春口から地域の住民、また学校から葉っぱの色がおかしいということで樹木医を呼んで診断させたところ、すす病で、早めに処置しないと枯れるおそれがあるということで、専決でまずはすす病の対策を行いました。今現在予算化しているのは、もともこのガジュマル、根元のほうが2つに割れていて、それを養生しないといけないということで、四、五年前に1回やったのですが、もう1回やり替える必要があるということで樹木医のほうから指摘がありましたので、座間味校のシンボルですので、ちゃんとまた回復させるためにあと1回、その後にまた樹木医と相談しながら今後の回復具合を見て、必要ならばまたあるかなということとなっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

じゃあ徐々に回復しているということでいいですかね。

○ 議長（中村秀克）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

はい、そのとおりです。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ございませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

全協でもお聞きしましたが、14ページ、商工総務費、座間味村支援事業者応援支援金、これ結構1,008万円と。144名の対象者がいて、コロナの7万円ぐらいの支援をするということですが、詳しくもう1回詳細を教えてくださいませんか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

昨日、総務課長からも答弁があったとおりですね、沖縄県の復活支援金支給対象者と同じ支給要件とし、飲食店以外の事業者の方へ1事業者当たり7万円を給付する予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。これは全協で144名もいるということですが、こんなにたくさんいるんですか。じゃあ。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

担当のほうから144名いるという報告を受けております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

17ページ、教育費、体育施設費、座間味港緑地公園照明設備更新事業367万4,000円、これは設計というような話をお聞きしました。もちろん向こうは野球とかいろいろやるところで非常に貴重な場所であるんですけど、この前の全協でちょっと、照明に関してはどうなんですか。その設計を含めて、照明の交換も含めたようなものも全部入っていますか。その辺をお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

全協でもお話させていただきましたが、更新事業とありますので、まず新規の前に現在ある照明の撤去並びに新設となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 令和4年度座間味村一般会計補正予算(第4号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第38号 令和4年度座間味村一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第39号 令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

7ページ、保険給付金のところ、一般被保険者高額療養費、当初予算が2,404万5,000円、補正で915万7,000円、トータル的に3,300万円余り組んであるのですが、もちろんこの高額療養というのは誰がどういう病気をして、どういうことをするかというのは先は読めないのですが、これだけ上げた根拠には何かやっぱりそれなりの疾病というか病気というか、そういうことが予想されるんですか。この辺をちょっとお伺いします。

○ 議長(中村秀克)

石川聖子住民課長。

○ 住民課長(石川聖子)

おはようございます。本日もよろしく申し上げます。こちらのほうは見込みとして計上しております。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

ということは、それだけの、そう言うは大変変な言い方なんですけど、病気、入院等、あるいはもちろん高額療養する方々いるだろうという前提のもとで立てているということですか。

○ 議長(中村秀克)

宮平真由美副村長。

○ 副村長(宮平真由美)

課長に代わりまして私のほうで、国保を長い間担当しておりましたので回答させていただきたいと思えます。今、課長が申しあげましたのは医療費の動向を見ながら補正をさせていただいたということでございます。その上の一般保険療養給付費、こちら2,000万円の上乗せをさせていただいております。病気の動向を見ながら担当のほうで補正をさせていただいたということでお答えしたいと思います。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

分かりました。

○ 議長(中村秀克)

進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第39号 令和4年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第40号 令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

最後の7ページ、負担金、当初632万5,000円、補正で243万3,000円。この当初予算からこれだけ、また243万3,000円増えたという、その負担金が、これは当初の保険料の見積りというか、当初予算のこれはどういったあれでこれだけまた補正しないといけないような状況になったんですか。そこを教えてください。

○ 議長(中村秀克)

石川聖子住民課長。

○ 住民課長(石川聖子)

こちらも見込みとなるんですけれども、繰越金が出まして割り当てしております。まず保険料を一旦役場で徴収しまして、その後広域連合に納付します。その見込みとして計上しております。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

分かりました。

○ 議長(中村秀克)

進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第40号 令和4年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第41号 令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

9ページの一番下なんですけれども、全協で伺ったときにはクイーンのエンジントラブルのための用船料ということで、その際にマニュアルを作らないといけないということでしたけれども、もうちょっと具体的に、例えばいつぐらいまでに作り上げたいとか、そういう具体的に決まっていたら伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

マニュアルに関しましては、今作成中でありまして、今月中にでも作成できる予定であります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

いろいろお聞きはしていましたが、同じく9ページの、雑費、補正前が99万2,000円で、いきなり補正で926万4,000円と、これはフェリーざまみのクレジット決済手数料、フェリーざまみの電子決済手数料、クイーンざまみのクレジット決済手数料、クイーンざまみ電子決済手数料というふうになっていますが、この仕事の内容というか、我々今船乗りながらいろいろチケットのチェックとかいろいろピッピッ、ピッピッといろんなことをやっていますが、実際的にこれはどういう形の仕事でこれぐらいの予算枠になったのか。ちょっとその辺を御説明願えますか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

これですけれども、繰替払い対応に伴う手数料の計上というふうになっております。簡単に言えばですね、クレジットで100万円の売上げがあったと。今までは手数料を引かれて、例えば10万円引かれて90万円だったと。それを売上げとして計上していただんですけども、全体の100万円をまずは計上して、その手数料分の10万円を別で処理するということです。そうしたら全体の数値、全体の売上げ、手数料が幾らだったということが明確になるということでそういった方法で作業を進めております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

じゃあこれはそのための導入したような機種というか、機械というか、そういうものであるということの理解でいいんですか、じゃあ。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

いや、機械の導入ではなくてですね、手数料と全体の売上げ——本当の売上げと手数料を明確にして、その手数料を分を伝票で起こすということです。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

クレジットのチケットを購入する場合にですね、電子決済、クレジットで購入する方がいらっしゃいます。非常に多くなってきました。1件につき何%、0.何%等々でクレジット会社に手数料としてお支払いをするんですね。これまでの考え方は1,000円のチケットを買って、手数料が10円だったと。そうすると私たちは10円を払わないといけないんですけども、払う形ではなくて予算書上は990円の売上げがありましたという形にしていたんです。ところがこれでは歳入歳出の、さっきの手数料の部分が見えないので、1,000円の歳入にします。その代わり10円は歳出として予算化をして払った形で伝票に起こしますよ。そうすることでお金の流れがきちんと見えますよというふうなことになりましたので、そういった改善をするために支出の金額の項目を作ったということでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。続けて行っていいですか。

同じく9ページの船舶修繕費1,482万円、全協でもお聞きしました、クイーンの保証ドックだということで、当然議事録等も含めて残さないといけないものですから、皆さんよく言われるようにクイーンの後部座席のほうで非常にうるさいと、これの防音装置をどうにかできないかということをお聞きしましたけれども、議会でもその辺に関してちょっとお答え願えますか。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

防音装置に関しましても、とりあえず検討しております。しかし、ほかに重要箇所の修繕等がありますので、その辺を見ながらするかしないかは決定していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第41号 令和4年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第42号 令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

私は最後の議会ですので、1つお聞きしたいのがあります。8ページをお願いします。水道施設費の14、工事費ですね、簡易水道事業施設整備（管路整備）とありますが、多分あのときは課長がいなくて、場所がどこの整備か、またいつ頃発注するのかが分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えいたします。この工事請負費の簡易水道整備の部分は慶留間地区の架設、村の単費の水道事業補助事業ではない部分ですね、各家庭に配管していく架設費となっております。それは村単費ですね。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。先ほど言ったいつ頃からやる予定ですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

12月ぐらいから行う予定になっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第42号 令和4年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第43号 令和4年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

最後のページ、7ページ、下水道維持費、電気料金139万円、これはどこの電気。もちろん電気料金が上がっているのは分かりますけど、139万円とありますけれども、どことこの電気料。

○ 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮平 明)

下水道費で払う電気料金、下水道処理場、ポンプ施設、あと阿佐からのポンプが何か所かあります。座間味の部分にもポンプ施設がございます。その電気料、全てが物価高騰しておりますので、3月までの見込みとしてその分を計上しております。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

分かりました。

○ 議長(中村秀克)

ほかに質疑ございませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 令和4年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第43号 令和4年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第44号 令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第44号 令和4年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第45号 令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第45号 令和4年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第13. 議案第46号 座間味村作業用車輛等の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

お願いします。先ほどもトラクターの購入とかいろいろありましたけれども、こういうリースの車もそうですけれども、このメンテナンスで、私一番、診療所とかいろんな車に関して今までいろいろ見てきたんですけども、そのメンテナンスが全然行き届いていないんですよ。購入するのはもういいですけども、このメンテナンスのやり方というものを、これから走行距離はないけどもう廃車状態というような車が多いんですよ。これをですね、いかに長持ちさせて、どういうふうにして管理していくかというものを、もうちょっと大事に考えてほしいなというのが私の意見ですけども、それについてはいかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

すみません、今のお話は、これはトラクターではなくて、全体的な車両のお話でしょうか。代表して。これは村民の持っている車両の件ですよ。車両メンテナンスは個人でやるのが一般的だと思いますが、車検等が来たりすることもございます。そこに見てもらう形とか、一番いいのは村に車両の点検整備とかそういうのがあればいいと思いますが、そういうのがありませんので、そこは個別にしっかり車両メンテナンスをしていただくとしか、私のほうからは申し上げられません。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私のほうから訂正をさせていただきます。今の話は、多分公用車等のメンテナンスということでよろしいですよ。村民のということで誤解をしておりましたが、大変失礼いたしました。公用車、こちらにしましては、もちろん役場の財産といえますか、村民の財産でございます。しっかりと管理をして不具合を出さないようにすることで長く使えるということもありますし、予算の削減にもつながりますので、しっかりとそういうところはやっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

一応ですね、私、整備工場の方からもよく聞いているんですよ。役場の車の下回りが、ほとんどネジが回らないというのが多くて、そこで廃車になっていくと。側はしっかりしているんですけど、下回りとかそういうところがきれいにメンテナンスが行き届いていないと。やっぱりそれは台風の後の問題なんですよ。潮がかぶっていますので。それで潮かぶると、私見ていますけれども、10年もつ車でも2年ぐらいで錆びてきます。今の状況を見てみると、本当に新しい車なんだけどなと思うんですけど、下回り見た廃車状態だということがとても残念だなと私も気づいているところですので、ぜひ個人の車でしたら大事にすると思いますが、公用車もそれぐらい愛着を持って大事にしてほしいなと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今、本題から少しずれたような気もしないではないんですけど、要はこのトラクターを購入するということですよ。それでこの議案審議では10月1日から施行するということであるんですけど、仮にこっちにYT223、YT225、YT229A（J）、YT233A（J）とありますけど、その中でどの車両を購入して、この議会が終わって注文すれば、即納期できるような状況なのか。これからすると10月1日から施行するということですから、その辺の説明をお願いしますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

今、パンフレットを置いてありますが、このトラクターを購入するということではございません。この大きさ、この規模のものを買うというお話で一応パンフレットを置いております。いろいろなメーカー、扱っているところがいろいろありますので、そこには問合せして25馬力程度のトラクター、それを双方どちらでも2週間ぐらいでは納期できるということで一応各メーカーには問合せしておりますので、10月からは多分、契約が今回できれば10月からは使用できる形になると思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 座間味村作業用車輛等の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第46号 座間味村作業用車輛等の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第47号 座間味村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 座間味村過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第47号 座間味村過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第48号 令和4年度座間味村一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

最後のページ、7ページ、事務局費で児童生徒船舶運賃補助事業90万円とありますけれども、この使い道、使い用途等がお分かりであれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力教育課長。

○ 教育課長（松田 力）

今現在、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、また物価高騰に直面する中、経済的負担が増えているということで、村のほうでは座間味村事業者応援支援金とか、敬老年金の増額を行っておりますが、教育委員会といたしましても幼児、児童生徒がいる世帯に対して家計における経済的な負担を軽減するために、幼児、児童生徒を対象にした10月から2月までの間の船舶料金の最大3回までを補助するというので予算を計上させてもらっています。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

よく分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 令和4年度座間味村一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第48号 令和4年度座間味村一般会計補正予算（第5号）につい

ては、原案のとおり可決されました。

日程第16. 報告第3号 令和3年度健全化判断比率の報告についてから、報告第6号 地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況（沖縄県町村土地開発公社）についてまでの一括報告といたします。

本案について、村長の報告を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは報告をさせていただきます。

報告第3号

令和3年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮里 哲

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	10.7	99.9
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

報告第4号

令和3年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

### 資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
航路事業特別会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

### 報告第5号

令和3年度決算に基づく「引上げ分の地方消費税収が充てられる  
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費」についての報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき、令和3年度決算に基づく「引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費を別紙のとおり報告する。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度 座間味村一般会計 決算

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 10,693 千円  
 (歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 214,892 千円

(単位:千円)

充 当 事 業 名				経 費	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	地方債	その他	引上げ分 地方消費税額	その他
社会福祉	款 民生費	項 社会福祉費	目 老人福祉費	42,190	5,020		4,081	3,598	29,491
			身体障害者福祉費	16,057	10,700		583	4,774	
		児童福祉費	児童福祉総務費	2,810	2,650		17	143	
			児童措置費	50,574	49,194		150	1,230	
			次世代育成費	12,405	9,423		324	2,658	
小計				124,036	76,987	0	4,081	4,673	38,295
社会保険	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	34,943	9,814			2,733	22,396
			国民年金費	180	180		0	0	
			後期高齢者医療費	13,881	1,940		1,299	10,642	
小計				49,004	11,934	0	0	4,031	33,039
保健衛生	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	11,547	2,743			957	7,847
			予防費	24,211	17,493		700	654	5,364
			母子衛生費	6,094	472		2,153	377	3,092
小計				41,852	20,708	0	2,853	1,989	16,302
合 計				214,892	109,629	0	6,934	10,693	87,636

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人（沖縄県町村土地開発公社）の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月14日提出

座間味村長 宮 里 哲

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで報告を終わります。

日程第17. 発議第3号 中華人民共和国による台湾周辺海域での軍事演習の実施及び我が国排他的経済水域（EEZ）へ向けた弾道ミサイルの発射に対する抗議決議を議題とします。

この採決は、起立によって行います。

発議第3号 中華人民共和国による台湾周辺海域での軍事演習の実施及び我が国排他的経済水域（EEZ）へ向けた弾道ミサイルの発射に対する抗議決議については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって発議第3号 中華人民共和国による台湾周辺海域での軍事演習の実施及び我が国排他的経済水域（EEZ）へ向けた弾道ミサイルの発射に対する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

発議第3号

令和4年9月15日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会  
議員 宮平清志  
同上 座間味村議会  
議員 宮平喜文

中華人民共和国による台湾周辺海域での軍事演習の実施及び我が国排他的経済水域（EEZ）へ向けた弾道ミサイルの発射に対する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

中華人民共和国による台湾周辺海域での軍事演習の実施及び我が国排他的経済水域  
(EEZ) へ向けた弾道ミサイルの発射に対する抗議決議

中華人民共和国は、去る8月4日から9日にかけて、台湾周辺海域で重要軍事演習行動を実施し、初日に同国内陸部及び沿岸部より弾道ミサイルを発射し、そのうち5発が照間島南西沖の我が国排他的経済水域(EEZ)に落下し、1発が与那国島から北北西80キロメートルのところに落下した。

今回の弾道ミサイルの我が国EEZ内外の沖縄近海に落下したことは、地域住民はもとより漁業関係者に大きな衝撃を与えており、与那国町漁業協同組合では、8月8日まで漁業者に対して漁の自粛要請を行い、沖縄県漁業協同組合も加盟する全36漁業組合に注意喚起及び台湾周辺での操業自粛を呼びかける事態となり、経済活動にも大きな影響を及ぼしている。

中国による今般の一連の行動は、我が国の安全保障及び国民の安全に関わる重大な問題であり、偶発的な軍事衝突の危険性を高め、国際社会の平和と安定に深刻な影響を与えるものである。

よって、本村議会は県民の不安除去や生命・財産と生活環境を守る立場から、このような軍事演習は到底看過できるものではなく、中華人民共和国による沖縄周辺海域での軍事演習の実施及び我が国排他的経済水域(EEZ)に向けた弾道ミサイルの発射に対し厳重に抗議し、軍事ではなく冷静かつ平和的な話し合いによる外交交渉で解決するよう強く要望する。以上、決議する。

令和4年9月15日

沖縄県座間味村議会

あてさき

中華人民共和国国家主席

中華人民共和国外交部長(外相)

中華人民共和国駐日本国特命全権大使

これで本定例会の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和4年第3回座間味村議会定例会を閉会します。

閉会(午前11時20分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 中村秀克

署名議員 宮平喜文

署名議員 垣花太郎